

かわ

No. 115

「銷 夏」特 集 号

令和元年8月1日

若松稅務署管內稅務推進協議會會報

兼人集行編

北九州市若松区白山1丁目9-4

竹内 清二 (761)4125



海への道（岩屋）

日が照りだした。小石まじりの赤土に夏草が伸びるまま、その先端から雨の上がつた海がしだいに明るさを増して、目の前の波止の右だたみを、少年が一人歩いてゆく。

ときおり通りぬける風も氣のせいいかわす
かに秋の気配を感じるようだ。水玉の光るて
いる草の中では、待っていたようにキリギリス
がまた鳴き始めた。

ここは、岩屋魚市場の前を通りて、灯台のある遠見番所跡へゆく途中の坂道である。郵政省の保養所が建ち、活魚料理の店も数軒新しく開店、岩屋も近年急に騒々しくなってきた。

それでも若松の街中にくらべると、緑は美しい。風はいその香がいっぱい。ほんとうに自然の中に入り自分に気づくのである。

私が上の道へ歩き始めるころ、坂の下からマイカーが二台煙を噴かしながら登つて行つた。

(昭和55年7月31日発行)

若松版画散步より

遠岡水芦中若若若(公社)若税
賀垣卷屋間松松松理
町町町商税青松納士会
商商商商會相申法連若
工工工工議談稅告人合支
會會會會所會會會會部



引き続きよろしくお願ひします

若松税務署長
阿部和浩

税務署人事異動（七月十日付）

◎よろしくお願ひします。（カッコ内は前所属）

引き続き、若松税務署長として二年目を迎えることとなりました。

豊かな自然と人情味豊かなこの地で、更に一年間勤務させていただくことを大変嬉しく思っております。

近年の若松は、洞海湾から響灘にかけての臨海部に工業地が形成され、特に響灘地区は、北九州市有数の港湾・物流拠点として整備され、洋上風力発電施設や環境関連産業などが立地して、新たな産業拠点を形成しつつあります。また、平成三十年十二月から若戸大橋・若戸トンネルが無料化されたことにより、さらなるアクセス向上が期待されています。豊かな自然を守り、歴史や文化を継承しながら新しい魅力を創造していく街を目指して、今後の更なる発展に期待を寄せており次第です。

さて、本年十月には、消費税率10%への引上げと軽減税率制度の実施が予定されております。

国税庁といたしましては、これまで、事業者の皆様に制度の内容を十分理解していただけるよう、着実な周知・広報や丁寧な相談対応に取り

組んできただところです。

しかしながら、事業者の皆様に準備を円滑に進めていただくためには、私どもの力のみでなし得るものではなく、納税者の皆様のご理解とご協力が不可欠であります。このような中、会報誌「川鱈」の発行による幅広い広報活動や、「税を考える週間」での様々な行事の実施による税知識の普及に、日々、ご尽力いただいております若松税務推進協議会の皆様方には心より感謝申し上げます。

若松税務推進協議会の皆様方には、引き続き制度の周知・広報等に益々のお力添えを賜りますようよろしくお願いします。

私どもも、皆様方のご理解とご協力のもと、納税者の視点に立ち、円滑な税務行政が遂行できるよう努めてまいる所存でございます。

結びに、会員の皆様方の益々のご繁栄とご健

康を心から祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

総務課長	中村尚樹	(厳原 総務・課長)
管理運営統括	川村嘉優	(飯塚 管運・統括官)
管理運営統括	百田健二	(筑紫 総務・課長補佐)
管理運営	鹿野隆司	(平戸 管運徴・上席微収官)
徴収統括	城戸千秋	(行橋 管運徴・統括官)
徴 収	笹尾廉	(佐世保 徴収・微収官)
個人課税1統括	山内健一	(博多 個人・特記官)
個人課税2	堂免修一	(小倉 資産1・上席調査官)
個人課税2	野口潤一郎	(香椎 個人6・調査官)
法人課税1統括	田川和也	(局・酒調官・酒担官)
法人課税2	田野賢一	(局・相談センター・相談官)
○お世話になりました。（カッコ内は前所属）		
総務課長	村田光彦	(福岡 広報・筆頭広報官)
管理運営統括	今林喜代登	(香椎・管運2・統括官)
管理運営統括	柴崎由紀	(小倉・管運・連絡調整官)
管理運営	佐藤英一	(小倉・管運・上席微収官)
徴収統括	中野篤美	(福岡・徴収2・統括官)
個人課税1統括	安永拓志	(佐世保・個人1・統括官)
個人課税2	奥田隆志	(福岡・資産・上席調査官)
法人課税2	大城啓暉	(金沢局・七尾・事務官)
法課税1統括	藤田勝博	(局・課2・資料調査・主査)
法課税2統括	北之園浩	(小倉・法人1・上席調査官)
法人課税2	正貴	(博多・特官付・調査官)
十時正		

募集用資料

令和元年度 第58回 税に関する 高校生の作文 募集

募集要項

応募者 高校生及び中等教育学校生（後期課程）
テーマ 税の意義と役割について考えたこと

税の意義とその役割について、自分で考えたことや体験を通じて考えたこと、問題意識を持ったことなど、自らの言葉で表現しているものであれば、何でも結構です。例えば・・・

- 社会との関わりの中で自分が体験したことを通じて税について考えたこと
- 税に関するニュースや身近な税の話題について考えたこと
- 税や財政等の学習を通じて考えたこと
- これからの中学生の在り方について税の観点から考えたこと
- 国税庁ホームページの「税の学習コーナー」を見て考えたことなど

（例示にとらわれる必要はありません）

※1：作文の題名は自由です。
 ※2：応募作品は、本人が創作したもので未発表のものに限ります。

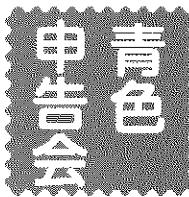
締切 令和元年9月5日（木）必着
提出先 最寄りの税務署
応募料 1人1編 **文字数** 800字以上1200字以内

※1：作文の冒頭には、「学校名・学年・氏名（ひりがな）・題名」を、末尾には、「応募者の住所」を記載してください。
 なお、学校を通じて応募する場合は、住所の記載は必要ありません。また、文字数には、「学校名・学年・氏名（ひりがな）・題名」及び「応募者の住所」は含みません。
 ※2：原稿用紙は、国税庁ホームページ「税の学習コーナー」(<https://www.ntago.jp/taxes/kids/sakubun/koko/h31/boshu.htm>)に掲載していますので、ご利用ください。
 ※3：応募された方などを対象に、アンケート等を実施する場合がありますので、その際にはご協力ください。

表彰 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

発表 優秀作品は、都道府県名・学校名・学年・氏名とともに国税庁ホームページや国税当局が作成する広報誌等に掲載するほか、報道機関等に資料を提供するなど、広く発表します。

著作権 作品は返却しません。
 作品の著作権は国税庁に帰属します。



令和元年度定期総会開催

六月三日午後4時より、福岡ひびき信用金庫別館会議室において支部長多数の出席のもと令和元年度定期総会を開催致しました。山田会長の挨拶から始まり、議案（①平成三十一年度の事業報告及び収支決算報告②令和元年度の事業計画（案）及び収支予算（案）③会長役員改選）について審議を行い異議なく承認されました。

平成三十年度事業報告書

- | | | |
|-----------------------------------|------------|---|
| 5.15 | 役員会 | 会計監査 |
| (1) 平成29年度事業報告並びに収支決算報告について | 6.1 | 小倉青色申告会定期総会 |
| (2) 平成30年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について | 6.8 | 定期総会の日程その他 |
| 定期総会 | 6.1 | 小倉青色申告会定期総会出席 |
| (1) 平成29年度事業報告並びに収支決算報告について | 6.18 | 税務推進協議会定期総会出席 |
| (2) 平成30年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について | 6.22 | 福岡県青色申告会連合会定期総会出席 |
| (3) その他 | 8.1 | 税務推進協議会定期総会出席 |
| 税務推進協議会定期総会出席 | 8.1 | 福岡県青色申告会連合会定期総会出席 |
| 特集号に青申会だより掲載 | 8.1 | 税務推進協議会発行の広報誌『川ひらた—銷夏』 |
| 若松税務署管内税務推進協議会「税を考える週間」行事打ち合わせ会出席 | 9.10 | 税務推進協議会発行の広報誌『川ひらた—銷夏』 |
| バスハイク【伊藤伝衛門邸他】 | 9.16 | バスハイク【伊藤伝衛門邸他】 |
| バスハイクのお知らせ | 10.18 | 北部九州青色申告会連合会定期総会及び
北部九州ブロック大会(研修のため欠席) |
| 新春特集号に青申会だより掲載 | 12.3 | 青色申告会・若松税務相談所共催租税教室 |
| 会出席 | 12.19 | 若松税務署管内税務推進協議会「税を考える週間」行事反省会 |
| 新春特集号に青申会だより掲載 | 31.2.1 | 税務推進協議会発行の広報誌『川ひらた—確定申告』 |
| 9月16日(月曜日)に実施予定です。 | 9月16日(月曜日) | 青色申告会主催のバスハイクは |
| 各支部長宛に送付致します。 | 9月16日(月曜日) | 詳細が決まり次第、案内書を |

バスハイク の お知らせ

青色申告会主催のバスハイクは
9月16日(月曜日)に実施予定です。

詳細が決まり次第案内書を各支部長宛に送付致します。

暑中お見舞い

申し上げます

令和元年度 若松青色申告会役員

会長川井和久 カワイ 防水
副会長金崎幹人 若松区医師会

タ
三好正一
三好商店

夕
園山眞教若松商連

タ
小早川 尚久
葵コーポレーション

理事 舉田文史朗 遠賀中間医師会

内清二 説理社会若松支那書

竹内清二 稲葉一吉 森三吉

田口和博田口秋理士

安部和則若松理容組合

タカヒコ

夕
武石健次
武石工務店

夕若松清子 桜羊羹 福島屋

ク
宇野耕一宇野税理士

タ
高司
靖高司税理士

タ
山田政紀 住まいの安心ネット山田

タ
堀江祐治 税務相談所

監事 小野 益博 小野 稔理士

タ
工藤泰則工藤税理士

顧問岩田登岩田税理士



税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

会費等について

- ①記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
- ②記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい
- ③各種手数料……実費程度

[若松税務署管内の税務相談所]

若松税務相談所 若松区本町三丁目11-1
ペイサイドプラザ若松本館4F
(電話) 771-3726番(代)

中間税務相談所 中間市長津一丁目7-1
中間商工会議所内
(電話) 245-1081番

芦屋税務相談所 遠賀郡芦屋町中の浜9-52
芦屋町商工会内
(電話) 222-2111番

水巻税務相談所 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7
水巻町商工会内
(電話) 201-7551番

遠賀税務相談所 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18
遠賀町商工会内
(電話) 293-0165番

岡垣税務相談所 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36
岡垣町商工会内
(電話) 282-0294番



平成三十年度総会開催

令和元年六月三日 十三時三十分より福岡ひびき信用金庫若松支店別館三階会議室において平成三十年度総会が開催されました。

本年度も昨年と同様に親会と青年女性部の合同総会を行いました。白石会長のあいさつに次いで、白石議長のもとに行つた審議の内容は次の通りです。



- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 第一号議案 平成三十年度事業報告承認の件について | 第二号議案 平成三十一年度収支報告承認の件について |
| 第三号議案 平成三十一年度事業計画案承認の件について | 第四号議案 平成三十一年度収支予算案承認の件について |
| 第五号議案 役員改選について | |

引き続き青年女性部の審議も親会同様に行われ全で異議なく承認可決されました。

本年度も、恒例のバスハイクや法人会主催の夏の夕べにおいて青年女性部による税金クイズを担当することや、若松法人会及び若松税理士会の青年部との合同研修会などの活動を行う事になっております。

又、来賓を代表して、阿部若松税務署長のご祝辞をいただき、総会は無事終了致しました。その後、和光亭にて、若松青年申告会及び若松納稅貯蓄組合連合会との合同懇親会を行いました。なおこの度の総会をもちまして事務局を交代することとなりました。今後とも若松間税会の活動にご協力を願っています。

令和元年度「税の標語」の募集



税の標語を募集します。税に関するものであれば、5・7・5調にござなりません。形式は自由で未発表のものであれば内容は消費税に限りません。応募対象は、会員に限らず、家族、知人の方の多数の応募をお待ちしています。

- 募集期限は、九月六日（金）までに事務局平島FAX(751-5279)までお願いします。なお全間連のホームページでの応募もできます。
- 入選作品には、全間連から賞状と記念品が贈呈されます。

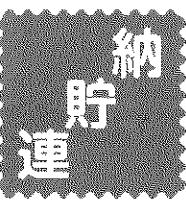
※三十年度の最優秀作品は、
税金の正しい知識 身に付けて
正しく納めて よりよい社会

福岡局連総会に参加して

令和元年六月十日十四時からオリエンタルホテル福岡・博多ステーションにおきまして第四十六回福岡国税局間税会連合会通常総会が開催されました。全ての議案が提案どおり可決され、小原福岡国税局長をはじめ多くのご来賓に出席頂き総会は無事に終了しました。

この後、小原福岡国税局長に「G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議を終えて」と題して記念講演を頂きました。新聞等に掲載される前のホットで興味深いお話を伺いました。





第五十一回 通常総会開催



安部研一会长

令和元年六月三日 午後三時より 福岡ひび
き信用金庫若松支店別館三階会議室において
第五十二回通常総会が開催されました。
若松税務署管内納税貯蓄組合連合会の活動の
中心は今年度も中学生の「税についての作文」
です。例年、若松税務署管内（若松区・中間市・遠
賀4町）の中学校全17校が参加されており、今
年度も多数の応募が期待されています。

中学生の「税についての作文」

令和元年度募集要項概要

一、課題

二、応募資格

中学校在校生

三、用紙

四百字詰め原稿用紙二枚
※納貯連作成の用紙を各中学校にお渡ししています。

四、提出先

若松税務署管内納税貯蓄組合連合会事務局
若松区東二島5丁目9番3丁107号

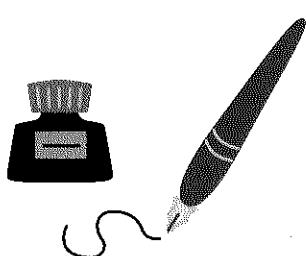
又は
若松税務署管理運営部門
若松区本町3丁目14番11号

若松港湾合同庁舎
電話 七六一―五三六（代表）

在校する各中学校を経由してください

五、提出

内閣総理大臣賞・総務大臣賞ほか



収支予算

自:平成31年 4月 1日
至:令和 2年 3月31日

(収入の部)

科目	前期決算額	当期予算	差額
会費収入	110,000	110,000	0
広告料収入	30,000	30,000	0
前期繰越金	95,959	84,748	▲11,211
計	235,959	224,748	▲11,211

(支出の部)

科目	前期決算額	当期予算	差額
会報印刷費	60,000	60,000	0
総会会議費	9,720	20,000	10,280
会議費	25,181	30,000	4,819
負担金	42,000	42,000	0
事業費	5,400	30,000	24,600
消耗品費	3,560	5,000	1,440
通信費	4,486	5,000	514
雜費	864	1,000	136
予備費	0	31,748	31,748
次期繰越金	84,748	0	▲84,748
計	235,959	224,748	▲11,211

令和元年度に実施する事業

①会議

署連総会：令和元年六月三日 第五十一回実施済み

役員会：令和元年五月十七日

総会開催について（実施済み）

令和元年九月

事業部会：作文審査

②広報事業

会報発行：税務推進協議会発行「川崎」

115号への記事掲載と配布

中学生の税の作文：募集活動（六月実施済みおよび審査上申

小学生の税の書道展：展示および撤去作業の実施（税推協事業）

中村 誠 税理士事務所

税理士 中村 誠

北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号

TEL 791-6877

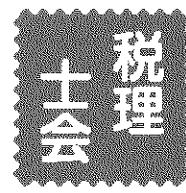
FAX 791-6877

ボランティア団体への助成金

九州北部税理士会では、さまざまな形で地域に貢献する活動を行っているボランティア団体の支援を毎年行っています。

本年は6月14日に行われた定時総会において、障害に対する理解啓発の講座や研修を手がける北九州市の「一般社団法人生き方のデザイン研究所」と海の漂流ごみ削減など環境保護活動に取り組む長崎市の「NPO法人環境カウンセリング協会長崎」の2団体に対し助成金をそれぞれ贈りました。

支援を希望される団体がありましたら、税理士会若松支部まで、ご連絡ください。



税理士会若松支部

(五十音順)

氏名	事務所所在地	電話	氏名	事務所所在地	電話
穴井 秀幸	遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号	283-2445	田口 和博	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号	741-5775
井浦 幹夫	中間市東中間1丁目7番3号	243-1188	田口 真崇	〃 小敷ひびきの3丁目5番1号 田口和博税理士事務所	741-5775
石田 光明	遠賀郡岡垣町戸切1387	281-5005	竹内 清二	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
石田 義英	中間市中央2丁目5番23号	245-6748	竹内 治美	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
市川 裕通	北九州市若松区高須東4丁目5番8号	742-6669	藤堂 信司	中間市小田ヶ浦1丁目1番17号	090-8625-7000
伊藤 道夫	中間市弥生1丁目14番43号	245-4372	時永 昌和	北九州市若松区白山1丁目18番6号 アイビル2F	751-0030
猪原 清典	北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号	742-2910	中尾 寿子	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号	282-2825
岩田 登	中間市小田ヶ浦2丁目3番28号	244-4631	中村 悅郎	北九州市若松区白山1丁目7番3号	771-4355
宇野 耕一	遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号	201-1671	中村 誠	〃 東二島5丁目9番22-207号	791-6877
大津 康裕	北九州市若松区東二島5丁目14番69号	980-4425	中村 淑恵	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
大庭 祥功	〃 本町3丁目2番23号	751-3021	西澤 勉	遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号	282-5792
岡部 勝成	〃 大字大鳥居425番地	741-4403	二宮 良則	〃 高倉713番地1	283-4393
小野 益博	〃 桜町3番9号	751-0551	仁部 義宏	中間市岩瀬1丁目8番1号 東海俱楽部(附) 203号	246-1703
片山 和博	遠賀郡水巻町梅ノ木園地41番17号 K&Kビル2F	203-3001	能美 雅昭	北九州市若松区中川町3番25号	751-0705
加藤 博道	〃 遠賀町大字別府3178番地3	701-4180	野上 浄治	遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号	553-0290
工藤 泰則	中間市中間3丁目18番5号	246-1685	野末 昌資	〃 旭南17番6号	283-4027
久保田浩一	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	濱崎 恭	北九州市若松区本町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F	761-6993
倉地 和敏	〃 南高陽6番12号	282-2496	原 和枝	遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号	201-6461
古後 和弘	北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号	791-5881	樋口 之春	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	741-5556
小林 香織	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	久野 靖典	中間市桜台2丁目14番5号	244-5608
近藤 邦雄	〃 水巻町頃末南3丁目19番25号	201-5591	平島 靖元	北九州市若松区本町3丁目2番23号 大庭祥功税理士事務所	751-3021
坂口 充笑	中間市大字下大隈1703番地	244-4451	深田 満子	遠賀郡岡垣町大字高倉575番地	283-2345
坂口 誠一	北九州市若松区用勾町30番6号	701-3078	藤本 泰秀	北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号	741-4894
坂根 洋輔	〃 本町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F 濱崎恭税理士事務所	761-6993	吉津 剛	遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号	293-3945
澤田 一弘	〃 青葉台西5丁目17番2号	555-1894	堀江 祐治	北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号	741-2765
柴田 拓保	〃 本町1丁目9番8号 プレステージ本町301号	090-2732-6266	松田 剛和	遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号	291-5601
白石 哲則	遠賀郡遠賀町大字上別府594番地	293-9278	武藤 淳	中間市東中間2丁目19番28号	245-1600
鈴木 良樹	中間市鍋山町1-1 通谷グリーンハイツ2F	980-1135	山口 徹也	北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階	616-8218
須山 博文	〃 通谷3丁目30番16号	555-8533	山根 慎一	〃 高須南5丁目1番13号	741-3205
副田 義男	北九州市若松区二島6丁目4番55号 第5竹ビル3階	701-3567	横山 了子	中間市通谷1丁目19番33号	090-7983-9766
高司 靖	中間市岩瀬西町4番39号	245-5491	吉田 秀樹	〃 鍋山町16番1号	245-5857

税理士法人

名称	事務所所在地	電話
税理士法人 竹内会計	北九州市若松区白山1丁目9番4号	761-4125

県税だより

「九月一日は個人事業税の第一期分納期限です。」

県税事務所より個人事業税の納税通知書を八月十四日に送付いたします。
納付の期限は、

第一期分は、九月一日

第二期分は、十二月一日

となります。(年税額が一万円以下の場合は第一期分のみの課税です。)
期限内の納付をお願いします。

●「口座振替」の「案内

個人事業税の納付には、便利で安全な「口座振替」をご利用ください。

(振替開始は、申し出日の翌々月からです。)

●新しく事業を開始された方へ

新たに事業を始めた人は、開業日の翌月十日までに開業届を県税事務所に提出してください。

詳しくは、福岡県北九州西県税事務所にお問い合わせください。

「課税」についてのお問い合わせ

☎ 662-9316

『口座振替手続』についてのお問い合わせ

☎ 662-9316

市町村税だより

北九州市税の納付は、安心・便利・確実な口座振替で

日頃から皆様方には、市税についてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、皆様方は、市税の納付について口座振替をご利用いただいておりますでしょうか。

A Q 口座振替にすると?

口座振替をご利用になると、銀行や郵便局のご指定口座から納期毎(振替日は納期限の日)に自動引き落としをさせていただきますので、わざわざ金融機関や区役所の窓口まで納税に行かれる手間がかかりませんし、うつかりミスによる納め忘れも防げます。

A Q 口座振替できる市税は?

北九州市では、市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税について口座振替をご利用いただけます。

A Q 口座振替の申込みは?

口座振替のお申込は、引き落としを希望する金融機関の窓口に、「通帳」「通帳届出印」「納税通知書」を持参のうえお手続きください。申込用紙は、市内の全ての金融機関店舗にも備え付けてあります。

まだ、口座振替をお申込になつておられない方は、是非ともこの機会に、安心・便利・確実な口座振替をご利用いただきますようお願いいたします。

(お問合せ)財政局税務部収税課(口座振替窓口) ☎ 582-2931まで

氣になる言い伝え

だ。例えはある山の目に雲がかかると雨、というように。

先日会食後のお茶の時
間、誰かが声を上げた。
「茶柱だ。今日はいい日になるな。」久々に聞いた同席者も悪い気はしない。言い伝えもなかなかだ。茶柱と吉兆が結びつくよう

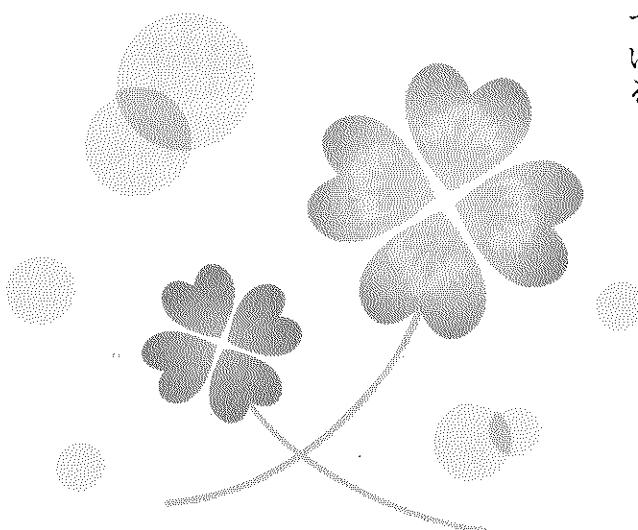
うにこの系統の言い伝えは他にもある。
「四つ葉のクローバーは幸運」「ヤモリが住む家は家運よし」「燕が家に巣を作ると運を運んでくる」「白蛇を見ると縁起がいい」など。珍しい現象や生き物が幸運や吉兆のしるしとなっている。

「夕焼けの翌日は晴れ」もよく知られた言い伝え。これは気象学的にも理にかなつており、茜色の空を見やり、「明日は晴天

比較的多いのは葬儀や死に関連した言い伝えである。死に関連するせいいかタブーを伴つてている。

言い伝えにタブーが多いのは先人の教訓という色彩が濃い。「畳のヘリを踏むな」「敷居を踏まない」「食後すぐ横になると牛になる」はマナーの指導。「天ぷらとスイカは食べ合わせが悪い」。油っぽいものに冷えたものを同時に吃べるのは体に悪いという食指導である。

「北枕で寝てはならない」「ご飯に箸を立てるな」「三人で写真を撮ると中央の人が早死にする」「靈柩車を見たら親指を隠せ」。北枕がタブーとされるのはお釈迦様が北枕で亡くなつたから、また、古代中国



では北が神聖な方角とされていたことからくるともいう。葬儀ではご飯に箸を立てる習慣はあるが、立て箸はご飯を食べる人つまり死者が決まつてることを示す手段だから避けるということらしい。

一方、「うわさをされるとくしゃみがでる」「夜爪を切ると親の死に目に会えない」などという根拠のない言い伝えも多い。庶民の生活の知恵から生まれた様々ない言い伝え。現代ではあたらないものが多いうが頭ごなしに否定せず生活の潤滑油として使う方法もありそうだ。

暑中お見舞い申し上げます

一般
社団法人 北九州市若松区医師会

会長 金崎幹人

〒808-0074 北九州市若松区藤ノ木2丁目1番29号

電話 (093) 761-5367
771-5531

若松区医師会訪問看護ステーション

電話 (093) 771-7101

若松区医師会トータルケアコーディネーション

電話 (093) 771-8890

三キ薬局

若松区二島3丁目2-2

TEL 791-3715

FAX 791-3764

本町薬局

若松区本町2丁目5-18

TEL 751-0525

FAX 751-0532

有限会社 本町薬局

代表取締役 大石三樹雄

税理士法人 竹内会計

北九州市若松区白山1丁目9番4号

TEL (093) 761-4125

FAX (093) 761-4127

田口和博税理士事務所

税理士 田口和博
北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号

TEL 741-5775

FAX 741-5162

工藤泰則税理士事務所

税理士 工藤泰則

中間市中間3丁目18番5号

TEL 246-1685

FAX 246-1685

濱崎恭税理士事務所

税理士 濱崎恭

北九州市若松区本町3丁目11番1号

ペイサイドプラザ若松本館4階

TEL (093) 761-6993

FAX (093) 761-6997